

# 2017年7月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

## I. 概要

- 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2017年7月6日、7日に英国（ロンドン）で開催された。ASAF会議の主な内容は、次のとおり。

### 2017年7月 ASAF 会議出席メンバー（2017年7月6日、7日 ロンドン IASB） (ASAF メンバー)

| 組織名   | 出席メンバー                   |
|---|--------------------------|
| 南アフリカ財務報告基準評議会  | Kim Bromfield            |
| アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)                         | Eui-Hyung Kim 他          |
| 企業会計基準委員会 (ASBJ)                                      | 小野 行雄 他                  |
| オーストラリア会計基準審議会 (AASB)<br>—ニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働 | Kris Peach 他             |
| 中国会計基準委員会 (CASC)                                      | 欠席                       |
| 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)                                  | Andrew Watchman 他        |
| ドイツ会計基準委員会 (DRSC)                                     | Andreas Barckow          |
| フランス国家会計基準局 (ANC)                                     | Patrick de Cambourg 他    |
| イタリア会計基準設定主体 (OIC)                                    | Alberto Giussani         |
| ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)                           | Alexsandro Broedel Lopes |
| カナダ会計基準審議会 (AcSB)                                     | Linda Mezon              |
| 米国財務会計基準審議会 (FASB)                                    | James Kroeker 他          |

### (IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長（ASAF の議長、初日のみ）、Sue Lloyd 副議長（2 日目は議長を代行）、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

### 2017年7月 ASAF 会議の議題

| 議題             | 時間    | 参照ページ |
|----------------|-------|-------|
| 開示に関する取組み-開示原則 | 45 分  | 3 ページ |
| のれん及び減損        | 120 分 | 7 ページ |

| 議題  | 時間    | 参照ページ  |
|---|-------|--------|
| IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」 - アジェンダ決定案を踏まえた会計方針の変更 | 60 分  | 13 ページ |
| IFRS 第 13 号「公正価値測定」適用後レビュー                            | 60 分  | 18 ページ |
| 基本財務諸表  | 120 分 | 21 ページ |
| 有形固定資産-意図した使用の前の収入（IAS 第 16 号の修正）                     | 60 分  | 26 ページ |
| プロジェクトの近況報告と ASAF の議題                                 | 30 分  | 31 ページ |
| より幅広い企業報告   | 75 分  | 34 ページ |
| IFRS 第 8 号「事業セグメント」の修正                                | 60 分  | 40 ページ |
| 料金規制対象活動  | 60 分  | 45 ページ |

## 今後の日程(予定)

2017 年 9 月 28 日

## ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、IFRS 対応課題対応専門委員会、ディスクロージャー専門委員会及び ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

## II. 開示に関する取組み-開示原則

### 議題の概要

3. IASB スタッフからディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み-開示原則」(以下「開示原則 DP」という。)に関して予定しているアウトリーチ活動の概要とこれまでに IASB に寄せられたコメントが紹介された。その後、ASAF メンバーから、開示原則 DP に対する初期的な見解が共有された。

#### (アウトリーチ活動の概要)

4. IASB の予定しているアウトリーチ活動の対象は、基準設定主体、規制当局、会計事務所及び IFRS 諮問機関<sup>1</sup>などがある。アジアに関しては、2017 年 8 月及び 9 月に、一部の法域において実施されるアウトリーチ・イベントに IASB が参加することを予定している。

#### (これまでに寄せられたコメント)

5. これまで IASB に寄せられたコメントは、全体的にプロジェクトを支持していた。次の表は、開示原則 DP の各章に対して寄せられた非常に概説的なコメントである。

| 章  | 寄せられたコメント   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>効果的なコミュニケーションの原則（第 2 章）</li><li>基本財務諸表及び注記の役割（第 3 章）</li><li>会計方針（第 6 章）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>関係者は全体としてこれらの章に多くの懸念を示さなかった。</li><li>効果的なコミュニケーションの原則の中での優劣はあるのか？どの原則も等しく目的適合性があるのか？</li><li>注記の役割は、基本財務諸表を補足するというだけではなく、独自の情報価値がある。</li></ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>情報の記載場所（第 4 章）</li><li>業績指標の使用（第 5 章）</li></ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>カテゴリー B とカテゴリー C の間の線引きは困難である。</li><li>情報の記載場所に関して提案された原則には、様々な面で課題がある。</li><li>利用者は、通常、適正な表示のための要求事項を歓迎する。他の関係者は、提案された要求事項の一部に反対している。</li><li>非 GAAP 指標が適正に表示されれば、それは IFRS 情報ということになるのか？</li><li>通例でない項目及び発生の頻度が低い項目を定義するのではなく、これらの輪郭を捉えるための要素を提供すべきである。</li></ul> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>統一的な開示目的（第 7 章）</li><li>NZASB スタッフによる文案作成アプローチ</li></ul>                           | <ul style="list-style-type: none"><li>少数の作成者が方法 A を選好していた。</li><li>NZASB スタッフのアプローチを説明した文例に記載された開示目的は、過度に一般的である。</li><li>開示に関する要求事項をトピックごとにまとめるか、単一の基</li></ul>   |

<sup>1</sup> IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)、資本市場諮問委員会 (Capital Markets Advisory Committee)、世界作成者フォーラム (Global Preparers' Forum) など。

|              |   |
|--------------|---|
| (第8章)        | 準にまとめるかは、好みがある。   |
| ・開示の問題点(第1章) | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての基準を書き直すのではなく、少数の基準(例えば、IFRS第7号)を改善することに焦点を当てるなどを勧める。</li> <li>過重な開示(disclosure overload)の問題に対処すべきである。</li> </ul>       |
| ・その他         | <ul style="list-style-type: none"> <li>開示原則DPの原則とデジタル報告及び統合報告との相互関係</li> <li>提案された様々な要求事項が権威のあるものとなるのか、権威のないものとなるのかという点は、行動に影響を及ぼす。この点は、注意深く検討する必要がある。</li> </ul> |

## ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

6. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 開示原則DPの議論は抽象的であり反対することは難しいが、これらがどのように実務を改善するのかは不明である。
- (2) 我々は、単一の冊子としての財務諸表に焦点を当てるべきと考えている。テクノロジーの問題は、このような単一の冊子としての財務諸表の内容を決めた後に考えるべきことである。
- (3) 利害関係者的一部からは、統一的な開示目的(第7章)の開発における方法Bの理解が困難であるという意見が聞かれている。開示原則DPに例示は記載されているが、全体像を理解するには不十分であり、実務がどの程度変化するのか想像することが難しい。

7. ASBJからの発言に対して参加者からの発言は次のとおりである。

- (1) 議論の対象を単一の冊子としての財務諸表に限定すべきではない。人間が読むのは、電子的に公表された情報の一部で十分であり、あとは機械にやらせれば良い。
- (2) 利用者は単一の冊子としての財務諸表よりも遙か先に行っており、監査人はこのことを懸念している。我々は単一の冊子としての財務諸表を考えているが、他の人々はそうではない。この問題をどのように考えるか明らかにしなければならない。
- (3) 統一的な開示目的の開発における方法Bは、自らのストーリーを語り、非財務情報までを対象とするため、統合報告の概念と整合的である。冊子形式でも電子形式でもどのような情報が必要かを考えるべきである。
- (4) 情報の重複や情報が冗長であるという意見は認識している。昔は会計基準で開示す

べき事項を羅列していたが、昨今では何が開示の目的かを多くの言葉で記述することにより、「どのように」開示するかを手助けすることを試みるようになってきている。来年から適用となる IFRS 第 9 号「金融商品」についても検証したい。(IASB 理事)

- (5) 効果的なコミュニケーションのための 7 つの原則について、反対することが困難なものだという意見があったが、我々は世界中の企業の開示の品質改善を試みている。これらの原則が、企業が開示の質を向上させることに資することを期待する。(IASB Hoogervorst 議長)

## 参加者のその他の発言

8. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 本プロジェクトの最終的な目的を明確化すべきである。提案されている原則は、常識的なものであり財務報告を次の段階に進めるようなものではない。
- (2) 効果的なコミュニケーションの原則は、強制されるか不明であり、実務上の懸念がある。基本財務諸表が注記よりも上位であるかのような印象を与えるべきではないと考えるメンバーがいた。非 IFRS 情報を財務諸表に含めることは、禁止すべきという意見から限定すべきでないという意見まで様々であった。EBIT の表示については意見が分かれていたが、通例でない (unusual) 又は発生の頻度が低い (infrequently) 項目の定義や別個の行項目としての表示には、総じて反対であった。選択適用する会計方針を注記の最初に記載することを提案するメンバーがいた。統一的な開示目的は、総じて方法 A と方法 B の両方を認めるべきという意見が聞かれた。IASB が強制的な開示に関する要求事項を定め、その他の開示は各法域に決定権を与えるべきというメンバーや、強制的な開示に関する要求事項は、業種ごとに定めるべきとするメンバーがいた。テクノロジーの進化が非常に速いため、未来志向的な観点での開示の改善を検討すべきとするメンバーもいた。
- (3) 利用者は監査済財務諸表には目的適合性があるというが、データ集約業者から入手した情報の整合性の確認のためにしか用いていない。開示の問題があることには全員が同意しているが、IASB が解決できることは限られている。
- (4) 判断の行使を強調するのであれば、監査人の行動の変化も求められる。二層構造の開示は、第 1 層の開示をクリックして、第 2 層の開示を見るなど、デジタル報告と整合的である。

- (5) 有用な情報を財務諸表の外で開示する理由が不明である。また、財務諸表の外の定義も曖昧であることが懸念である。また、通例でない又は発生の頻度が低い項目は堅牢な定義が必要と考えるが、IASB が定義できるとは思えず、これらの項目に経営者の恣意性が介入することを懸念している。
  - (6) ブラジルでは既に GAAP 情報と非 GAAP 情報との間での調整を要求しているが、これは非常によく機能している。最も近い GAAP 情報との調整を条件に、どのような非 GAAP 情報でも財務諸表の中で提供できるようにすべきである。有用でない情報を開示させないようにすることは非常に困難である。これらの原則は、統合報告にも適用すべきと考えられるが、統合報告のフレームワークが別途あるため、調整することは簡単ではない。
  - (7) 未だ解決されていない過重な開示の問題があるため、IASB は開示に関する要求事項を包括的に見直すべきである。我々は、IASB が見直しのスケジュールを作成し、開示の簡素化と不要な開示の削除に焦点を当てるることを望んでいる。
- 今の発言は、IASB スタッフが得た「すべての基準を書き直すのではなく、少数の基準を改善することに焦点を当てるなどを勧める。」というコメントと異なるが、なぜか。(IASB Hoogervorst 議長)
- まだアウトリーチの半分しか終わっていないため、今後異なるコメントを受け取る可能性がある。(IASB スタッフ)
- (8) 過重な開示の議論は、MD&A、コーポレート・ガバナンス、監査手法、監査責任にまで及ぶため、分野横断的な論点であり、基準設定主体が単独で行うことはできない。また、原則主義的な環境においては、一般に柔軟性が必要である。これは、重要性とも関連する。過重な開示の原因の一部は、おそらく重要性のない情報によるものである。
  - (9) 欠席したメンバー（中国）から「非常に原則主義的な要求事項のみでは恣意性が介入し、同一業種であっても比較可能性が阻害されるため、適用ガイドライン及び設例を作成すべき」という意見があった。また、アウトリーチを行うにあたり、IASB が質問票をドラフトすることの提案があった。(IASB スタッフ)

### III. のれん及び減損

#### 議題の概要

9. 2017年7月に開催されたASAF会議では、のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトに関連して、ASBJより次の2つのペーパーについて発表がなされた。
- (1) ASBJが公表したリサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」
  - (2) ASBJが提出したアジェンダ・ペーパー「『too little, too late』の問題への対処として考えられるアプローチ」
10. また、IASBはのれんの減損テストを簡素化し改善する目的において、次のアプローチを検討しており、ASAF会議では、次のうち(1)及び(2)について、IASBスタッフが現在検討しているアプローチ案が紹介された。
- (1) 単一モデルによる回収可能価額の算定
  - (2) 年次の減損テストの廃止
  - (3) 使用価値(VIU)の計算に関する改善
  - (4) のれんの資金生成単位(CGU)への配分に関する追加的な規準又はガイダンスの提供

#### ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

11. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) リサーチ・ペーパー第3号でASBJが取りまとめた投資家ののれんの財務情報に関する意見の紹介、及び、アジェンダ・ペーパーに基づいて、主に企業の会計方針としてのれんの償却及び減損を選択適用すること並びにのれんの償却期間についての説明を行った。

#### (のれんの減損テストの改善)

(2) 回収可能価額を算定するためのモデルの変更は、IAS第36号「資産の減損」の対象となるのれん以外の資産についても、資産の減損の概念及び目的を修正することに繋がるものであるため、これをのれんの減損テストに限定して議論することを支持しない。

12. ASBJ の発表に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(ASBJ のアナリストの見解とアジェンダ・ペーパーに関して)

- (1) 素晴らしいペーパーであるが、(償却か非償却の選択を認める) オプションの提案には反対する。オプションは比較可能性を低下させる。企業結合ごとに選択できるのか、会計方針なのかについては議論の余地があるので、この案を検討する場合はさらに調査が必要である。EU 指令は欧州の何千社もの非上場会社に、のれんの便益が及ぶ期間を見積ることを要求している。よって、償却期間が確定できないためにのれんを償却しないという議論は受け入れ難い。
- (2) ASBJ のこの論点に関する首尾一貫した努力に対して敬意を表する。フランスでのれんの会計処理について議論した限りにおいては、のれんの償却及び減損の会計処理に関する完璧な解決方法、完璧な概念的基礎は存在しない。のれんの会計処理の要求事項が振り子のように、のれんの償却を禁止した後に再度のれんの償却を導入して、また 10 数年してのれんの償却が再度禁止されるかもしれないというのはよくないため、現状のままでよいのではないか。のれんが償却されることにより、現行の減損プロセスの健全性を損なう可能性があり、また、純資産の帳簿価額と株式の時価総額の差異を大きくする可能性がある。
- (3) この分析は、のれんの償却と減損が実務で行われている法域の分析としてとても参考になる。損益計算書上の数値と同様に、投資についての回収期間等の経営者の意図と期待を提供する情報が有益であると理解した。一方で、軽率な企業結合があった場合、減損のみモデルにおいても直ちに減損が発生するはずであり、償却が必ずしも軽率な企業結合を抑止することになるとは限らない。(IASB 理事)
- (4) のれん及び減損の問題は非常に重要な難しい問題である。しかしながら、作成者はキャッシュ・フローが増加する期間を知っている。その期間で償却できるのであれば、作成者は純損益のより良い情報を提供できる。その数値は、減損のみのアプローチから求められた数値よりも有益である可能性があるというのが、アナリストが言っていたメッセージである。このことは、作成者がキャッシュ・フローの増加を享受できる合理的な期間を見積ることができる場合にのみ意味をなすと言えるだろう。(IASB 理事)
- (5) 将来のキャッシュ・フローの便益について、企業結合が 2 つあった場合の便益の測定が懸念点として紹介されたが、より原則的な問題がある。ビジネスを統合した場合、何が起こり得たか、もしこの企業結合をしなかつたらどうなっていたかについて、あらゆる種類のキャッシュ・フローを企業結合ごとに区別して分析するのは

非常に難解だと考える。

また、オーストラリアとニュージーランドではのれんの償却の導入を推し進める声は聞かれていない。多くの企業が減損テストに困難を感じながら取り組んでいるため、減損テストの改善が重要である。償却を導入することを追求する場合は先程述べたように原則を基礎としなければいけない。

- (6) 理論的にはのれんを耐用年数の期間で償却するのは正しいが、のれんの償却のオプションは支持しない。また、実務的には、恣意的に最長期間である10年の耐用年数で償却される可能性がある等、概念的な償却の理想に基づく運用は難しい。もし償却から得られる情報の便益が、経営者の考える回収期間又はのれんの耐用年数である場合、恣意的な償却期間よりも、開示で対応するなど、経営者の考える情報を提供するための異なる手段が採られるのではないか。
- (7) 本議論に対する貢献に敬意を表する。特に利用者の洞察については待ち望んでいた内容である。EFRAG TEG と Consultative Forum of Standard Setters でこのペーパーについて議論した結果、他の参加者の意見と同じように会計方針の選択に対して支持は得られなかった。EFRAG として償却を強制とするか、オプションとするかは公式な立場を採っていない。IASB が償却に関して、我々にコメントを求めるような具体的な提案をするまでは、我々は積極的に減損の改善に取り組む。唯一私が同意する点は、今まで出席した会議の中で、減損、又は、償却及び減損の見解は完全に割れていたことである。おそらく議論はいずれバランスがとられるであろう。
- (8) 債却派と減損派の意見が割れている理由は、のれんの経済的実態についてコンセンサスが得られていないためである。もしのれんを単独の耐用年数が確定できない無形資産と見るならば、のれんの償却は概念的な基礎を持たず、償却期間を決定するにあたっても概念の基礎を持たないという考えになるであろう。一方、のれんを、取得した識別可能資産に割り当てることが不可能なコストとみる場合、のれんはそれらの識別可能資産の耐用年数（又はこれらの加重平均年数）にわたり償却すべきであるという考えになるであろう。この問題を取り扱う場合には、「のれんとは何か？」という原則的な問題を第一に取り組むべきである。そうでなければ、食い違う意見を延々と聞くことになり、のれんの経済的実態についてコンセンサスが得られないまま、満足できるような結論には至らなくなる可能性がある。

意見が割れていることを根拠にオプションを検討することについては、学者の立場からは、それらの分かれた見解を認めた上で優劣を市場に判断させるという

アプローチも考えられる。

- (9) 我々の法域ではのれんの償却の概念上の懸念は多く聞かれておらず、実務に携わる人々から減損のみの考え方で問題はないと言っている。我々は企業結合において、のれんがなぜ認識され、何を開示したかについて、2011年から2015年までの50の企業結合を調査した結果、48%が複数の理由でのれんを認識していた。シナジーという理由は、他に説明する理由が見つからない場合に使われることが多かったとも考えられ、50の企業結合のうち80%がシナジーを理由とし、他の理由として38%が市場地位又は製品群の拡大、36%は一体化した労働力を理由とした。その他にものれんを認識する理由はあるはずである。

もし償却期間を追求するならば、なぜのれんが発生したかという概念を基礎として期間を考えるべきである。のれんの償却が、必ずしも概念的にメリットがあることには賛成できないが、さらにこの調査を続けるならば、なぜのれんを発生したかを考え、のれんを構成要素に分けて償却するというような他の観点から調査するとよいかもしれない。

- (10) 比較可能性についていくつか発言があったが、ある企業はオーガニックに成長し、ある企業は非オーガニックに成長していることにより2つの数値は比較できないため、そもそも比較可能性は存在しない。私は会計方針の選択は、投資家の間でのれんの償却額を取り消すことが同意されている限り好ましいと思っていない。A法、B法どちらを選択しようとも、彼らは数値を修正しているため、A法を選択した企業とB法を選択した企業との間で比較できるかどうかは疑問である。

→比較可能性の議論は償却を考慮する上で説得力がある。オーガニックに成長する企業が企業結合によって成長する企業と比べ、会計的な意味で不利になるのは悩ましい状況だ。また無形資産の会計処理を整理して解決する問題ではないと考える。(IASB Hoogervorst議長)

- (11) のれんに関して、償却が比較可能性を生み出すのではなく、即時償却こそが、唯一の比較可能性を生み出す信じている。1つ目のペーパーでのれんの即時償却について言及した投資家は、即時償却を支持しているのか。(IASB理事)

→1人のアナリストが即時償却は比較可能性という観点で、分析を非常に簡単にすると発言していたが、それより深い理由は発言されなかった。(ASBJ)

- (12) 私が関係者と減損と償却について議論した中では、減損と償却は違った質問に対する異なる解決方法であるように思う。例えば40年後にも使用価値が残っているのれんを考えた場合、減損を適時に行えば、償却によって減らなくてよい価値を維

持することができるし、償却は減損の機会を失うため減損を好む人がいるかもしれない。実務的な問題として、比較可能性を改善するためには即時償却がよいと考える。一方で、私が話した何人かのアナリストはオプションを支持していた。

また、1つの重要な問題として時間の問題がある。10年後にのれんの価値が残る正当性について納得できる理由がない。1つの企業の1つのブランドが200年継続することもあるが、非常に稀なケースだ。企業が変化をしていく中で、どのようにのれんが10年後も存続するか整理することは実務上非常に難しい。

- (13) 多くの作成者がのれんの耐用年数を確定できないので、償却をすることは困難であると発言している。大昔の基準の1つに耐用年数は確定できないが、無限ではない資産と示されており、私はそれを正しいと考える。のれんの減損は失敗を示すため、価値があるという議論がある。しかし、もしのれんが減耗資産だとすると、投資が失敗せずとものれんの価値は減少し、現在、減損と呼んでいるものは、それを反映したに過ぎないと考えることもできる。(IASB理事)

## 参加者のその他の発言

13. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

### (単一モデルによる回収可能価額の算定)

- (1) 現行の2つのモデルそれぞれが適切となる場合があり、維持すべきと考える。VIUを単一のモデルとして選択する場合は、慎重な検討が必要だと考えている。
- (2) 単一のモデルを適用する場合には、VIUがより良く事業の本質を表現すると考えている。DCF法にて回収可能価額を算出する際の割引率について、税引後の割引率の使用も認めるべきである。
- (3) EFRAGでは、類似の論点を検討したディスカッション・ペーパーを2017年6月末に公開し、2017年12月末までコメントを募集し、IASBにおける本件の議論にインプットを提供することを想定している。例えば、VIUの算定で考慮することが禁じられている大規模なリストラ等の取扱いを変更することにより処分コスト控除後の公正価値（以下、「FVLCD」という。）とVIUの差異を減少させることや、計画上のキャッシュ・フローにおける売却の見積り等が論点となると考えており、個人的にはVIUの使用が資産の用途に合わせた回収可能価額を反映することに繋がるという印象を持っている。割引率について、実務上の便法として税引後割引率を税引前にグロスアップしたものとの使用を認めることも考えられる。

(4) 単一モデルによる検討を支持する。特に採掘活動においては FVLCD と VIU のモデル間で差が生じ、VIU には IAS 第 36 号での算定上反映されない開発フェーズがあるため適切な回収可能価額が得られず、FVLCD を使用しなければならないケースがある。基本的な方法としては 2 つのモデルに同じものを使用し、それぞれ異なる仮定が用いられるものとして整理するアプローチが良いと考える。また、税引後ベースの割引率など、論点は全て、何を測定しようとしているか、あるいは測定に用い得る最善の方法が何かに関連しており、本領域の検討に意義があると考えている。

#### **(年次の減損テストの廃止)**

- (5) 過去繰り返し議論がなされており、健全な運用のために年次の減損テストが必要だと考えている。
- (6) 過去 ASBJ 及び EFRAG によるのれんの定量的調査において、のれんと無形資産の金額の増加が示されたように、留意すべき事項であり、年次の減損テストの実施が適切だろう。イタリアでは、規制当局による事業についての主要指標の報告が企業に義務付けられており、厳格な運用が保たれている。
- (7) 提案されている兆候による判定と当該判定を行う期間の制限の組合せも、簡素化における意味のある選択肢となるかもしれない。EFRAG のディスカッション・ペーパーでは、減損についての確率や信頼性のレベルを兆候として検討すべき項目を議論している。網羅的な兆候の例示はチェックリストとされ得るため、少ない例示が有用であると考えている。
- (8) 作成者は、買収直後は、通常どの企業も減損が生じていないと考えていた。環境に大きな変化がなければ年次テストは不要とする取扱いを想定し提案している。(IASB スタッフ)

## **IV. IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」-アジェンダ決定案を踏まえた会計方針の変更**

### **議題の概要**

14. IASB は 2017 年 6 月の IASB ボード会議において、アジェンダ決定による会計方針の変更を企業が行いやすくするための、IAS 第 8 号の修正について議論を行った。
15. これは、IAS 第 8 号の会計方針の任意の変更とする場合の閾値が「実務上不可能な場合を除き、」という非常に高いものとされていることと、アジェンダ決定は強制力がないということを背景として、企業がより望ましい会計方針を採用することに支障が生じているのではないかという問題意識に起因するものである。
16. 当該議論においては、次の事項が検討された。
  - (1) アジェンダ決定による会計処理の変更が、会計方針の任意の変更に該当するか、誤謬の訂正に該当するかを区別するためのガイダンスの要否。
  - (2) 会計方針の任意の変更の閾値を見直す場合の対象は、アジェンダ決定による会計方針の任意の変更に限るべきか、すべての会計方針の任意の変更を対象とすべきか。
  - (3) 遅及適用の閾値として、コスト・ベネフィット要件を追加する場合、コスト・ベネフィットの閾値に関するガイダンスを開発すべきか。
17. 2017 年 6 月の IASB ボード会議の結果、次の内容の IASB Update が公表されている。
  - (1) IASB は、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更の遅及適用に関する実務上不可能の閾値を低くするよう IAS 第 8 号を修正することを暫定的に決定した。提案する閾値は、変更を遅及適用することの便益とコストの考慮を含むものとなる。
  - (2) IASB は、アジェンダ決定から生じる変更が誤謬の訂正なのか会計方針の任意の変更なのかを扱わないことを暫定的に決定した。
18. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。
  - (1) アジェンダ決定による会計方針の任意の変更について、遅及適用の閾値を見直すとする IASB の暫定決定に同意するか。
  - (2) 遅及適用の閾値として、コスト・ベネフィットにより遅及適用の要否を判断する

という提案に同意するか。

## ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

19. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) アジェンダ決定は強制力のないものであり、その概念は IFRS 基準の中に組み込むべきでないと考える。
- (2) 企業がアジェンダ決定を参考に会計方針を変更しようとしても、適時に変更を行うことは困難なことが多いため、アジェンダ決定に発効日や経過措置を導入しても良いのではないか。
- (3) 実務において何らかの明確化が図られる場合、それは規範性のあるものによってなされるべきである。

20. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 発効日や経過措置の概念を、規範性のないアジェンダ決定に持ち込むのは難しいと考えている。(IASB Lloyd 副議長)

## 参加者のその他の発言

21. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域では、IASB からの公表物について、それが強制力のあるものであるか否かはそれほど問題とされず、規制当局がそれに従うことを期待しているかどうかの方が問題となる。アジェンダ決定による会計方針の任意の変更のみを区別して取り扱うことには賛成しない。
- (2) 我々の法域では、強制力の有無に関わらず、IASB からの公表物については従うことを見直すことには賛同するが、それが安易な閾値とはされないようにする必要があると考えている。
- (3) IFRS 基準の要求事項は会計処理を行うための適切な基礎を提供している、というアジェンダ決定の表現は、アジェンダ決定と異なる会計処理が誤謬ではないと説明することを困難にしていると考える。

→各企業が行う財務報告を改善するためにも、今回の提案を通じて、アジェンダ決定は過去の会計処理の誤りの有無を問題とするものではなく、新たな情報を提供するものであるというメッセージを発信していくことが重要と考えている。(IASB Lloyd 副議長)

→多くの場合、アジェンダ決定による会計処理の変更は、誤謬の訂正ではなく、会計方針の任意の変更として扱われていると理解している。アジェンダ決定は、IFRS 解釈指針委員会の議論を経た結論として公表されるものであり、新たな情報を提供するものであると考えている。(IASB スタッフ)

- (4) アジェンダ決定は規範性が無く、それに経過措置を含めることは困難であると考えており、提案されたように遡及適用の閾値を見直すことにより対応を図るべきと考える。また、アジェンダ決定による会計方針の任意の変更と、その他の会計方針の任意の変更を区別するのは適切なバランスのとり方であると考える。
- (5) 会計方針の変更に関する遡及適用の閾値を見直すことには同意するが、アジェンダ決定による会計方針の変更を区別する点については同意しない。
- (6) 本件を考えるには、強制的な会計方針の変更と、会計方針の任意の変更の線引きが非常に困難であると考える。(3)の発言にあったように、アジェンダ決定と異なる会計処理は誤謬の訂正として処理する他はないという見解にも同意できる一方、アジェンダ決定が新たな情報、明確化を提供するものであるというのであれば、ASBJ の見解にも一理あるように思われる。一般論としては、強制的な会計方針の変更に際しては、発効日や経過措置が提供されなければならないとも考えられる。
- (7) コスト・ベネフィット要件を設ける場合、ベネフィットを適切に測ることができるかどうかは課題になると考える。
- (8) コスト・ベネフィット要件を設ける場合、実務上不可能という要件を残す必要があるのか疑問である。

→実務上不可能であるためコスト・ベネフィット要件を検討せずに遡及適用を行わないという局面では、実務上不可能という要件にも意義があると考えている。(IASB スタッフ)

- (9) 選及適用の閾値を見直すこと自体には賛成するが、我々の法域では、アジェンダ決定に従うことが必須とされる規制環境ではなく、アジェンダ決定による会計方針の任意の変更と、その他の会計方針の任意の変更を区別することには同意しない。さらに、選及適用の閾値を見直すのであれば、会計方針の任意の変更と誤謬の訂正を区別

しなければならない概念的根拠も明確ではないと考えている。

- (10) 会計方針の変更の際の遡及適用の高い閾値が、企業の財務報告の改善に支障をきたしているのであれば、全ての会計方針の任意の変更について、閾値を見直すべきであると考える。
- (11) 今回の提案が、アジェンダ決定をより実務に浸透させることが目的なのであれば、それは IAS 第 8 号の修正ではなく、IFRS 解釈指針委員会の活動を改善すること、例えば、IFRIC Update をユーザーフレンドリーにすることや、アジェンダ決定又は説明資料の教育的側面を重視することにより達成するべきと考える。
- (12) 今回のスタッフ提案は、IAS 第 8 号 BC24 項において、コストと便益の分析は主観的であり異なる企業が一貫して適用することはできず、その分析を行うのは IASB の課題であるため、実務上不可能という要件を遡及適用可否の唯一の要件とした、過去の IASB の決定と反するように思われる。
- (13) 韓国では、アジェンダ決定を公式な見解とみなし、それによる修正を誤謬の訂正とみなす状況にある。これは、韓国会計基準審議会 (KASB) の類似の活動をそのように処理してきた実務があるためである。したがって、会計方針の任意の変更に対する閾値の見直しを行う場合には、誤謬の訂正についても同様の対応が必要であると考えている。
- (14) あるメンバーは、アジェンダ決定を反映した会計処理を行うことを企業に促すスタッフ提案を支持している。また、コスト・ベネフィット要件についても必要なものであると考えている。
- (15) ((6)から(8)の発言に対して) アジェンダ決定による会計方針の変更が、会計方針の任意の変更であるかどうかが曖昧であるという状況を踏まえて、コスト・ベネフィット要件が有効に機能すると考えるのか、それとも限定的にしか機能しないと考えるのか。(IASB 理事)

→いずれにしても作成者が適切に分析できるのはコスト面だけではないかと考えている。コスト・ベネフィットという言葉を使用しても、彼らの頭の中で実際に検討されているものは過大なコストである可能性が高いと考えている。

- (16) ((9)、(10)の発言に対して) アジェンダ決定による会計方針の任意の変更のみを区別するべきかどうかも重要な論点になり得ると考えている。特にアジェンダ決定による会計方針の変更は、変更のタイミングを任意に選ぶことは出来ない点で、純粋な任意の変更とは異なるものと考えている。強制的な会計方針の変更については、何ら

かの救済措置が取られるべきであると考えている。(IASB 理事)

→現実的には、会計方針の任意の変更とその他の変更を純粋に区別するのは困難と考えている。実際には IFRS 基準で定められる前の段階で様々な議論があり、その過程で企業が会計方針を変更することとなった場合、変更するか否かについて企業に任意の選択権があるとはいえないケースも存在すると考える。

→会計方針の変更が任意か強制的であるかの厳密な線引きは難しいと考える。もし純粋に任意の会計方針の変更であるならば、どの時点で会計方針を変更するかも含めて、企業の任意であるはずである。

- (17) コスト・ベネフィット要件については、IFRS 第 8 号のように、過大なコストの要件で良いのではないかと考える。

→ベネフィット面も重要と考えている。実際に IFRS 基準に含まれている経過措置も、多くの場合にはコスト面ではなく、ベネフィット面を考慮して設けられているものが多い。1 回限りの取引と、継続的に行われる又はその影響が長期に及ぶ取引とで遡及適用のベネフィットが異なる面を考慮しても、ベネフィット面の検討は必要と考えている。(IASB スタッフ)

→理論的には、そのような側面には同意できるが、実際の実務を考慮すると、コスト・ベネフィット分析が適切に運用されるかどうかは難しい面があると考える。

## V. IFRS 第 13 号「公正価値測定」適用後レビュー

### 議題の概要

22. IASB は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューの第 2 フェーズとして、2017 年 5 月 25 日に情報要請を公表している（コメント期限：2017 年 9 月 22 日）。情報要請において、次のトピックに関する質問項目が設けられている。

- (1) 公正価値測定の開示（主に公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定に関する開示）
- (2) レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け
- (3) 非金融資産に対する最有効使用の適用
- (4) 公正価値測定に要求される判断の適用（主に市場が活発かどうかの判断並びにインプットの観察可能性及び重要性の判断）
- (5) 教育（主に生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関する教育）

23. また、IASB は、IASB のアウトリーチの戦略の目的を次の 2 つであると考えている。

- (1) 公正価値測定の開示の有用性をより深く理解すること
- (2) その他の情報要請における質問の論点については、その論点の広がりの証拠を収集すること

24. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

- (1) 現時点では正式な回答ではないことを前提としたうえで、情報要請のトピックについての初期段階のフィードバックはあるか。
- (2) IASB のアウトリーチの戦略に対するコメントはあるか。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

25. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 現時点でアウトリーチを完了したわけではないが、レベル 3 の公正価値測定に関する開示については、全体として、有用性を疑問視する意見が聞かれている。

- (2) 金融機関において、レベル3の区分に焦点を当てたリスク管理は行われておらず、期首残高から期末残高への調整表の開示については、会計基準に準拠するためにのみ作成されているものであるとの意見が聞かれ、また金融商品についての重大な観察可能でないインプットの変動に対する定量的な感応度分析の開示については、米国会計基準において要求されていない開示項目であり、当該開示の有用性を疑問視する意見が聞かれている。
- (3) 市場が活発かどうかの判断については、特に債券市場について当該判断を行うことは困難であり、開示情報の比較可能性を促進するためにも、一定のガイダンスが必要であるとの意見が聞かれている。

26. ASBJからの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

### 参加者のその他の発言

27. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 利用者向けの質問票とそれ以外に対する質問票をもとにフィードバックを収集しているところであり、質問項目としては、IASBが焦点を当てている領域と類似しているが、IFRS第13号を簡素化することができるかという観点での質問も加えている。現時点では、レベル3に区分される公正価値測定に関する未実現損益の変動に起因する額の開示の有用性や、デリバティブの信用リスク調整等についてのガイダンスの必要性についてのフィードバックがある。
- (2) 多くの利用者は、レベル3に区分される公正価値測定に関する開示情報をを利用して具体的にどのようなアクションを探るべきかについて理解していないと考えられる。また、同業種で同様のポートフォリオを有する企業間においても、公正価値ヒエラルキーの判定が実務上多様であることが見られるため、当該判定に関するガイダンスが必要であると考えられる。
- (3) レベル3の公正価値測定に関する開示の有用性の検討は、利用者と作成者で情報の必要性や有用性に対する考え方方が異なるため、困難であることを認識している。  
(IASB理事)
- (4) アウトリーイチに対するフィードバックとして、レベル3の公正価値測定に関する感応度分析の開示は、その便益がコストに見合わないとの意見が聞かれている。また、非金融資産に対する最有效使用の概念の適用については、どの程度の労力をかけて検討する必要がある事項なのかが不明であるとの意見が聞かれている。なお、市場が

活発かどうかの判断については、活発な市場の特性が何であるかについて議論がなされている状況である。

- (5) KASB が最近実施した調査によると、公正価値測定の開示については、利用者からは、レベル 3 に区分される公正価値測定に関する開示は複雑であり、比較可能性と有用性のバランスを検討することが必要であるとの意見が聞かれており、作成者からは、ガイダンスが不足しているとの意見が聞かれている。さらに、レベル 1 のインプットと会計単位との優先順位付けについては、その優先順位を明確にすることが必要であるとの意見が聞かれ、公正価値測定に要求される判断については、その判断が困難となることが多いとの意見が聞かれている。
- (6) FASB は、公正価値測定の開示について、FASB の開示フレームワークに基づき分析しており、開示フレームワークと整合しない要求事項や有用と考えられない要求事項を削除することを検討している。利用者に対するアウトリーチについては、FASB の経験上、アウトリーチを行う利用者に特有の資料等を準備しないと、適切で具体的な情報は入手できないと考えられる。
- (7) レベル 1 のインプットと会計単位との優先順位付けについては、目的適合性の観点から検討することが必要であると考えられる。また、金融危機等、市場が活発ではなくなる状況への対応についても検討が必要であると考えられる。
- (8) オーストラリアでは、公的セクターにおいて非金融資産が公正価値で測定されており、非金融資産の公正価値測定に対する経験があることを踏まえると、IASB が焦点を当てている領域に加え、制限がある資産に対する公正価値測定のガイダンスについても、検討が必要になると考えられる。
- (9) 欠席したメンバー（中国）から「IASB が焦点を当てている領域は適切であるが、特定の領域における教育文書の提供を検討すべきであると考えられる。」という意見があった。（IASB スタッフ）

## VI. 基本財務諸表

### 議題の概要

28. 今回の ASAF 会議では、次の論点が議論された。

- (1) 利息及び税金前利益 (Earnings before Interests and Taxes; EBIT)
- (2) 経営者業績指標 (Management performance measure)
- (3) 調整後 1 株当たり利益 (EPS)
- (4) 持分法投資損益

#### (EBIT)

29. EBIT について、IASB の提案は次のとおりである。

- (1) EBIT を財務収益/費用及び税金費用を控除する前の利益と定義する。
- (2) 財務収益/費用を次のように定義する。
  - ① 企業の資本構成に関連する収益/費用
  - ② 企業の資本構成に含まれない資産及び負債からの利息
- (3) 資本構成を資本、財務活動から生じる資産及び負債並びに現金及び現金同等物から構成されるものと定義する。
- (4) 現行の「財務活動」の記述を明確化する。
- (5) 資本構成に関連する収益/費用には次のものが含まれるというガイダンスを提供する。
  - ① 財務活動のみに起因する、資本構成項目に係るすべての収益及び費用
  - ② 財務活動のみに起因するものではない、資本構成項目の資金調達的性質に関連する収益及び費用 (例えば、利息を含む。)
- (6) EBIT より下で次のものを別個の行項目として表示することを要求する。
  - ① 資本構成に関連する収益
  - ② 資本構成に関連する費用
  - ③ 資本構成に含まれない資産に係る利息収益

④ 資本構成に含まれない負債に係る利息費用

#### (経営者業績指標)

30. 経営者業績指標について、IASB の提案は次のとおりである。

- (1) 財務業績計算書において IASB の定義による営業利益の表示は要求しない。
- (2) 経営者の統制外とみなされる項目という理由のみで当該項目を経営者業績指標から除外することを禁止する。
- (3) 企業が経営者業績指標を財務業績計算書において表示する場合に、経営者の定義による制約を追加する。当該制約は、将来にわたって首尾一貫して適用することが要求されることとなる。
- (4) 財務業績計算書において、EBIT と経営者業績指標の間に発生の頻度が低い項目及び発生の頻度が高い項目を別個に表示することを要求する。
- (5) 経営者業績指標から発生の頻度が低い項目のみが除外されているのか、発生の頻度が高い項目も除外されているのかがわかるように経営者業績指標の名称を決めることを要求する。
- (6) 経営者業績指標を財務諸表の外（ただし、年次報告書の中）で使用している場合、当該指標が IFRS 基準における制約と矛盾しない限りは、財務業績計算書において表示することを要求する。
- (7) 現行の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 85 項、第 85A 項及び第 85B 項に定められている小計の表示に関する要求事項及び制約は、そのまま維持する。

#### (調整後 EPS)

31. 調整後 EPS について、IASB の提案は次のとおりである。

- (1) 財務諸表において調整後 EPS と経営者業績指標の双方を表示する場合には、それらを整合的に計算することを要求する。
- (2) 財務諸表において調整後 EPS と経営者業績指標の双方を表示する場合には、調整後 EPS から除外した項目と経営者業績指標から除外した項目を調整することを要求する。
- (3) 次の両方を満たす場合には、財務諸表において調整後 EPS を表示することを要求する。

- ① 財務諸表の外（ただし、年次報告書の中）で調整後 EPS を表示している。
  - ② 調整後 EPS が財務業績計算書に表示された経営者業績指標と整合的に計算されている。
- (4) 経営者業績指標が基本財務諸表において表示されている場合、調整後 EPS を表示するときには、注記ではなく基本財務諸表に表示することを要求する。

#### **(持分法投資損益)**

32. 持分法投資損益について、IASB の提案は次のとおりである。

- (1) 持分法投資損益について、財務業績計算書における特定の場所に表示することを要求する。
- (2) 持分法投資損益は、税金費用の後に表示する。

#### **ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言**

33. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IASB が比較可能性の達成のために規定しようとする業績指標はすべての企業には適切でないかもしれないため、当該指標の表示が適切でないと考える企業に機会を与える目的で comply or explain とすべきと考えている。また、営業利益はすべてではなくとも、ほとんどの企業に適用できるため、IASB は営業利益の定義を諦めるべきではない。
  - (2) 財務諸表の外（ただし、年次報告書の中）で経営者業績指標を提供する場合以外で経営者業績指標の表示が容認されるのか要求されるのかが不明確である。また、企業が複数の経営者業績指標を表示しようとする場合の取扱いが不明確である。
  - (3) 我々は、持分法会計の性質が議論となっており、現在、プロジェクトがリサーチ・パイプラインに位置付けられると理解している。IASB は持分法会計の性質を議論することなく適切な表示を決めるることはできないし、そうすべきでもない。日本では、持分法投資は企業のコア事業活動と関連して行われており、関係者は持分法投資損益を営業利益に含めて表示することが忠実な表現であると考えている。我々は、コア事業活動の一部ではないという具体的な理由がない限り、通常はすべて営業利益の上に表示している。

34. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

## 参加者のその他の発言

35. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) EBIT に賛同するが、明確な定義が必要である（例えば、リースや年金負債に係る利息が EBIT の「I (利息)」に含まれるか。）。また、経営者業績指標については、比較可能性が損なわれることを懸念している。EPS について、利用者からは自ら算出したいという意見がある。持分法投資損益の表示場所を一つにすることには賛成である。
- (2) EBIT に賛同するが、EBIT の「I (利息)」に注意すべきである（例えば、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の長期契約における金融要素、為替換算差損益、デリバティブ損益が EBIT の「I (利息)」に含まれるか。）。また、経営者業績指標に経営者の統制外とみなされる項目が含まれることで指標が歪むことを懸念している。持分法投資損益は、税金費用の上に表示すべきである。
- (3) EBIT に関する明確な定義が必要である（例えば、ゼロ・クーポン債を購入した場合の調整額は EBIT の「I (利息)」に含まれるのか。）。経営者業績指標に関しても構成要素の明確化が必要であり、EBIT や持分法投資損益の一部が含まれる可能性もある。
- (4) アナリストによって欲しい情報は異なるので、分解した数値を特段の意味を持たせずに開示するに留め、との分析はアナリストに一任するべきではないか。
- (5) EBIT の定義は困難であるが、現状行われている資本構成の開示を検討することは検討の一助になるのではないか。経営者業績指標を定義することは有益ではない。EPS についても慎重な検討が必要である。
- (6) 原則主義的なアプローチで検討すべきである。持分法投資損益の表示場所は、企業のビジネスモデルによるため、画一的に定めるべきではない。画一的に定めることが比較可能性を向上させることにはならない場合もある。
- (7) EBIT はある程度構成要素を定める必要があるが、経営者業績指標は会計基準で規定することが難しく、その構成要素に関する透明性を持たせる必要がある。
- (8) EBIT は有用だが、比較可能性と実行可能性に留意すべきである。経営者業績指標については詳細なガイダンスが求められる。財務業績計算書の中に投資に関するカテゴリーを新設し、持分法投資損益をそこで表示することを検討してはどうか。
- (9) 通例でない (unusual) 又は反復的でない (non-recurring) 項目を別個の行項目として表示することを容認するか規定する場合、それらの項目はどこに表示されるのか。

→スタッフ提案という位置付けではあるが、EBIT よりも上で、経営者業績指標よりも下という位置が提案されている。(IASB スタッフ)

- (10) 業種によっても状況は異なるため、EBIT を定義することは実務上、困難である。EBIT を DCF 法のインプットとして用いることを許容しているが、業種によっては不適切なケースもあるため、使用を許容したとしても推奨すべきではない。
- (11) 欠席したメンバー（中国）から、「EBIT を要求することには賛成であるが、資本構成に関連する収益及び費用の明確化に関するコメントがあった。また、経営者業績指標については詳細なガイダンスが必要である。」との意見があった。(IASB スタッフ)
- (12) EBIT を定義するのは難しいが、EBIT の利息に何が含まれるべきかということを考えることには意義がある。(IASB 理事)
- (13) 新たな保険契約に関する会計基準は対象となる業種が限定されているが、分解開示や数多くの小計を求めている基準である。我々は今後、業種特有の開示のひな型についても検討することになる。(IASB Hoogervorst 議長)

## VII. 有形固定資産-意図した使用の前の収入（IAS 第 16 号の修正）

### 議題の概要

36. IASB は 2017 年 6 月に公開草案 ED/2017/4 「有形固定資産—意図した使用の前の収入（IAS 第 16 号の修正）」（以下、本議題において「本 ED」という。）を公表している。今回の ASAF 会議においては、本 ED に関する ASAF メンバーの見解について議論が行われている。

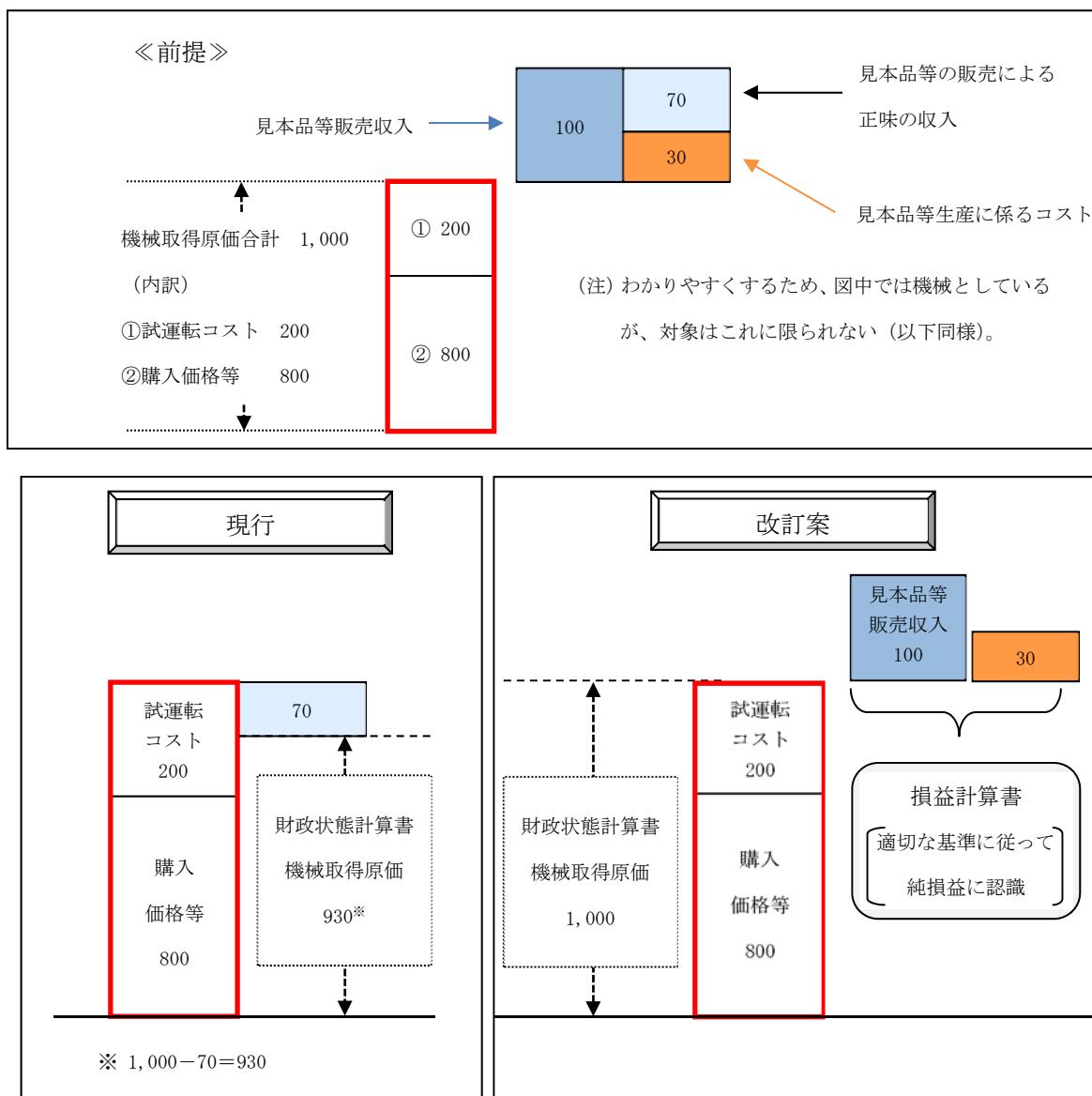
#### （本 ED 公表の背景）

37. 現行の IAS 第 16 号「有形固定資産」では、有形固定資産の取得原価の構成要素に「当該資産を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置くことに直接起因するコスト」（下線は ASBJ 事務局による追加）が含まれると規定されており、当該「直接起因するコスト」の例示項目として、IAS 第 16 号第 17 項(e)において「試運転コスト」の取扱いが以下のように規定されている。

資産が正常に機能するかどうかの試運転コスト（資産を当該場所に設置し稼働可能な状態にする間に生産した物品（試運転時に製造した見本品等）の販売による正味の収入を控除後）

38. 本 ED は、試運転時に生産した物品の販売により受け取った正味の収入が試運転コストを超える場合に、それを純損益に含めて認識すべきなのか、それとも有形固定資産の取得原価から減額すべきなのかについて、IFRS 解釈指針委員会が受けた質問に対応しようとするものであるが、結果的に、正味の収入が試運転コストを超えない場合の会計処理も変更されることが提案されている。
39. IFRS 解釈指針委員会は、2014 年 7 月に、試運転による正味の収入が試運転のコストを超過する場合には、当該超過部分を純損益に含めて認識することとするアジェンダ決定案を公表したが、これに対し、採掘産業等の実務において一般的にみられる当該超過部分を取得原価から控除する方法と異なることについて多くの懸念が寄せられたため、本論点をアジェンダに追加し、引き続き議論を行った。しかし、両者とも過半の支持が得られなかった。
40. そのため、IASB は前項の 2 つの方法の代替的なアプローチとして本 ED における提案内容を提示し、支持を得たことから、今回の本 ED の公表に至った。本 ED における提案内容は、有形固定資産を経営者が意図した方法で使用可能にする間に生産された品目の売却から生じた収入を、有形固定資産の取得原価から減額することを禁止することを意図しているとするものである（図表参照）。

図表 本 ED における処理のイメージ



#### （本 ED での主な修正文案の内容）

41. 本 ED における IAS 第 16 号に対する主な修正文案は以下のとおりである（下線が追加箇所、取消線が削除箇所であり、追加箇所は当委員会事務局での仮訳である。）。

17 直接起因するコストの例は、次のとおりである。

(e) 資産が正常に機能するかどうか（すなわち、当該資産の技術的及び物理的性能が、財又はサービスの生産又は供給への使用、外部への賃貸、あるいは管理目的に利用できるかどうか）の試運転コスト（資産を当該場所に設置し稼働可能な状態にする間に生産した物品（試

~~運転時に製造した見本品等)の販売による正味の収入を控除後)~~

20A 試運転時に製造した棚卸資産のように、資産を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置く間に物品が生産されることがある。企業は、当該物品の販売による収入及び生産によるコストを、適切な基準に従って純損益に認識する。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

42. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、今回の提案にあるような状況はなじみがなく、それゆえ、詳細な状況について確認したい。
- (2) 販売した物品に係る原価に減価償却費を含めないことは適切ではないと考えられ、仮に当該物品が棚卸資産の定義を満たすとすると、本 ED での試運転コストの定義が明確になっていないと考えられる。

43. ASBJ からの発言に対する参加者からの発言はなかった。

### 参加者のその他の発言

44. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 関係者である作成者と協議したところ、意図した使用の前の収入を純損益で会計処理するものとする本提案には全員が賛成している。ただ、適用上の課題として、試運転コストを販売収入に対応する原価とするか当該有形固定資産の原価とするかを決定することや、コストをそれらに区分することが困難であると理解している。
- (2) まず、通常の製造業においては意図した使用の前の収入がコストを上回ることが想定されないため、本提案の原因となる状況及びその影響の評価を行うのが困難であると考えられ、本件で取扱いを決定する必要性が無く、概念的な面でも適切な対処とはなっていないと考えられる。

次に、試運転段階のコストを明確にする基準が存在せず、収入に対応する間接費の配分も難しいことから、本提案によりコストの配分に関する更なる困難な状況が発生すると考えられる。

最後に、たとえば IAS 第 38 号「無形資産」での研究開発局面で、収入額がコストを上回るような状況が有形固定資産より多く存在する可能性があり、他の基準との

整合性も検討する必要があると考えられる。

→コストの配分については、審議における検討内容を確認してほしい。また、今回の公開草案での提案がIAS第38号に影響を及ぼしているかどうかについても、検討の結果、本件と類似性が乏しいとしてIAS第38号に対して関連する修正を行う必要がないとの結論に至ったものである。(IASBスタッフ)

- (3) 金の採掘業者からは、試運転期間が非常に長くなり、その間に採掘された物品収入が非常に多額になっている旨のコメントを聞いている。鉱業では、下流工程である粉碎工程や精錬工程が試運転段階にある場合は、鉱山全体が試運転状態と結論付けられ、それが適切かどうかという問題も生じている。試運転期間のコストが物品収入の原価かそれ以外のコストかが明確にならなければ、全てのコストが有形固定資産の原価に算入されてしまい、物品収入が対応する原価がないまま認識されてしまうという懸念を踏まえると、本EDは原価の区分に対処しないままでは、本件の問題の解決にはつながらないと考えられる。

→我々は、鉱業を営む企業が、試運転の前後によらず、発生したコストがどの物品に対し生じたものかの区分することが可能であると聞いている。懸念しているのは、コストの区分に関する判断によって、物品収入に対応する原価が認識されないままとされることであり、そのような状態に至ることを避けることが本EDでの目的である。(IASBスタッフ)

→鉱業では一定の不良品が生じ、その製造コストや廃棄コストが生じるため、目標とする水準まで良品割合が向上しない限り、当該生じたコストは試運転コストとして認識されると考えられ、物品の製造コストと試運転コストとの区分が困難になると考えられる。

- (4) 本EDの論点は、学習曲線に基づくコスト遞減について、原価の配分をどのようにすべきであるかという論点と同じであると考えられる。
- (5) 本論点は、物品の製造コストと有形固定資産を意図した使用が可能な状態にするコストとの合理的な配分方法に過ぎず、鉱業のみに特有のものではないと考えられる。
- (6) IASBの提案について反対ではないが、むしろ、実務の多様化を避けるために、IAS第2号「棚卸資産」について追加のガイダンスが必要であると考える。また、減価償却費は財務諸表利用者にとって重要な項目であり、稼働前には生じないものであると考えられていることから、減価償却費が伴わない売上を計上することで利用者をミスリードすると考えられる。そのため、適切な開示を行うことで、誤解を招かないこ

とが重要であると考えられる。

→有形固定資産の意図した使用の準備ができていなければ、定義上、減価償却はしないこととなるが、もし当該資産の費消が非常に大きければ、それは既に使用準備が整っているという兆候を示すかもしれないと考える。また、開示に関するIASBは、試運転による収入が財務諸表にとって重要で将来の利益となる可能性はほとんどないと説明している。IFRS第15号の開示の一環としても、通常の収益とは異なる種類の収入であると開示されるものと考える。(IASBスタッフ)

- (7) 一部のAOSSGメンバーは、提案に関する初期段階の懸念を有している。第1に、有形固定資産の取得に直接要した試運転コストが純損益で認識され、IAS第16号の要求事項と整合しないと考えられる点である。第2に、試運転コストをどの区分で認識すべきかについての提案が明確ではない点である。第3に、本EDの第20A項では、まだ販売されていない物品も考慮するかどうかが明確でない点である。
- (8) 議論となっている鉱業特有の論点を除けば、今回の修正により米国会計基準との一貫性が高まる結果となるため、その点を歓迎する。
- (9) 我々は基本的に本提案を支持しているが、いくつか明確にしたい点がある。第1に、IAS第38号での無形資産の開発段階における収入の取扱いについてである。第2に、試運転の定義を客観的に規定する必要がある点である。第3に、必然性のない活動から生じる収入は有形固定資産の取得原価からの控除対象ではない点である。
- (10) 欠席したメンバー(中国)からは、「コメント・レターの内容については検討中であるが、懸念事項があると考えている。」とのコメントがあった。(IASBスタッフ)

## VIII. プロジェクトの近況報告と ASAF の議題

### 議題の概要

45. 本セッションでは、以下の内容について IASB スタッフからの説明が行われ、議論が行われた。

- (1) IFRS 第 17 号「保険契約」の利用者へのアウトリーチに関する近況報告
- (2) IFRS 第 9 号の修正提案
- (3) 2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容 (アジェンダ・ペーパー (AP) 10)
  - ① 2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議における議題案 (付録 A)
  - ② IASB の作業計画のアップデート (付録 B)
  - ③ 2017 年 3 月開催の ASAF 会議における ASAF メンバーのフィードバック及び IASB スタッフ又 IASB がどのようにフィードバックを活用したのかの要約(付録 C)

46. 前項(1)に関し、IASB スタッフからは IFRS 第 17 号の利用者へのアウトリーチについて以下のような説明が行われた。

- IFRS 第 17 号は財務諸表利用者（投資家）からの関心が高く、投資家に対して既に 30 回以上のアウトリーチのための会議を行い、100 人以上の投資家から意見を聞いてきた（現在も継続中である。）。
- ウェブセミナー形式による教育セッションを投資家に対して提供し、好評を得ている。

47. 第 45 項(2)について、IASB スタッフからは IFRS 第 9 号の修正提案（負の補償を伴う期限前償還要素）に関して主に以下の点の説明が行われた。

- 60 通を超えるコメント・レターを受領したこと
- 今回の負の補償を伴う期限前償還オプションについて、①合理的な追加の補償を受け取る可能性があること、②当初認識時の公正価値が僅少であることの 2 つの要件を提案していたこと
- 上記のうち①の要件については、（一部の取扱いの明確化の要望が示されたものの、）全般的に支持を得た一方で、②の要件については、賛否両論の意見が寄せられたこと

- 受領したコメントをもとに今後の IASB ボード会議において審議を行うこと
  - 発効日として 2019 年からとすることを求めるコメントがあり、それは主に各法域におけるエンドースメント手続の観点からのものであったこと
48. 第 45 項(3)に関し、IASB スタッフは次の項目を 2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議の議題に設定することを提案している。
- (1) 開示に関する取組み-開示原則
  - (2) IFRS 第 13 号の適用後レビュー
  - (3) 基本財務諸表
  - (4) 料金規制対象活動
  - (5) のれんと減損
  - (6) 事業の定義 (AP10 には記載が無かったものの、IASB スタッフにより追加提案)

なお、AP10 付録 A に記載されていた「開示に関する取組み-重要性の定義」に関しては、日程の関係で 2017 年 9 月より後に開催される ASAF 会議へと先送りする旨の提案があった。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

49. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

#### (2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容)

- (1) 基本財務諸表プロジェクトでは、その他の包括利益 (OCI) に関する情報が範囲に含まれていると理解しており、2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議の「基本財務諸表」の議題において、取り上げる予定はないか確認したい。

50. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

#### (2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容)

- (1) 2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議では、主に代替的業績指標 (alternative performance measures) について議論する予定であり、OCI について取り扱うとしても 2017 年 12 月開催予定の ASAF 会議になると考えられるため、担当チームに確

認する。(IASB スタッフ)

## 参加者のその他の発言

51. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

### (IFRS 第 17 号の利用者へのアウトリーチに関する近況報告)

- (1) 既に実施したアウトリーチの会議のうち、英国とそれ以外の地域での開催回数はそれぞれどの程度か。(IASB Hoogervorst 議長)  
→約 50%は欧州で行われており、残りはアジア・オセアニア及び北米地域で行われている。(IASB スタッフ)
- (2) カナダで実施したアウトリーチでは、有用な意見を受領でき、非常に意義のあるものであったと考えている。利用者との対話として、よいステップになったと考えられる。

### (IFRS 第 9 号の修正提案)

- (3) 発効日については、企業が適用可能であれば 2018 年 1 月以後に開始する事業年度がよいと考える。EU におけるエンドースメント・プロセスを早められるかどうかは、保証の限りではないものの、可能であると感じている。そうであっても、遅くとも 10 月中旬までには公表されている必要がある。  
→要求事項の緩和方向の対応であり早急に検討可能と考えられることから、それまでに対応することは問題ないと考えている。(IASB Hoogervorst 議長)
- (4) 翻訳の関係があるため、10 月中旬の公表を順守してほしい。

### (2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容)

- (5) インフレーションに関するプロジェクトでは、リサーチや質問を行っている最中であるため、2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議には準備が間に合わないと考えられる。  
→2017 年 12 月開催予定の ASAF 会議で取り上げる方向で考えている。(IASB スタッフ)

## **IX. より幅広い財務報告**

### **議題の概要**

#### **(ASAF 会議の目的)**

52. IASB は、「より幅広い企業報告<sup>2</sup>」(Wider Corporate Reporting; WCR) の現状の把握及びこの分野に対する IASB の将来の役割が何かを調査するためにスタッフを配置し、調査活動を実施している。
53. 2017 年 7 月の ASAF 会議では、IASB スタッフが実施した調査の結果及び IASB の将来の役割等に関する 2017 年 3 月の IASB ボード会議等における議論の結果を踏まえて、主に以下の事項に関する ASAF メンバーの見解が求められた。
  - (1) 「より幅広い企業報告」の重要性が増大している中、IASB がこの分野においてより積極的な役割を果たすことを検討するべきか。
  - (2) IASB が IFRS 実務記述書「経営者による説明」(以下「MCPS<sup>3</sup>」という。) を改訂・更新するプロジェクトに取り組むべきかどうか。IASB スタッフは追加の調査及び分析を行うよう IASB から指示されているが、そこで検討すべき領域についてコメントや提案はあるか。

#### **(「より幅広い企業報告」に関する IASB の現在のスタンス)**

54. 2015 年に実施された体制とその有効性についての評議員会のレビュー（以下「評議員会のレビュー」という。）において、評議員会は、「より幅広い企業報告」についての現在のスタンスを再確認し、「IASB は積極的な役割を果たすべきであるが、伝統的な財務報告の境界線の外の領域に関して最前線において開発を主導すべきではない」という見解を示し、その上で本資料の第 52 項に記載している調査活動を実施することに同意している。

#### **(「より幅広い企業報告」に関する IASB スタッフの調査結果)**

55. IASB スタッフが実施した広範な文献の初期的な調査によって明らかになった「より幅

---

<sup>2</sup> 「より幅広い企業報告」は、2015 年に実施された体制とその有効性についての評議員会のレビューでは、「基本財務諸表及び注記が含まれる一般目的の財務報告の外に位置する企業による報告」という意味で使用されていたが、具体的に何を対象としているかは特定されていなかった。IASB スタッフは、実務上は、経営者による説明等の定性的な報告、統合報告、コーポレート・ガバナンス報告、報酬報告及びサステナビリティ報告等の様々なカテゴリーを含むものであると考えている。

<sup>3</sup> MCPS の目的は、IFRS 基準に従って作成された財務諸表に関連する経営者による説明の表示に関する広範で拘束力のないフレームワークを提供することである (MCPS IN1 項)。

「広い企業報告」の現状の内容は、以下のとおりである。

- (1) 予想通り、混乱が生じるほど数多くのフレームワーク、基準、目的及び規範が存在している。
- (2) 同時に、財務的な事項以外の幅広い事項について企業が報告することについて支持が広がっている。

#### **(IASB が今後果たすべき役割)**

##### IASB スタッフの見解

56. IASB スタッフは、これまでに実施した調査結果を踏まえ、「より幅広い企業報告」の重要性が増大している中、IASB がより積極的な役割を果たすことを検討するべきであると考えている。
57. また、IASB スタッフは、より積極的な役割の具体的な内容の検討にあたっては、評議員会のレビューにおける見解（すなわち、伝統的な財務報告の境界線の外の領域に関して最前線において開発を主導すべきではないという見解）に整合させることを考えている。具体的には、IASB は、統合報告、サステナビリティ報告などの「より幅広い企業報告」上の論点に関する IFRS 基準の開発に取組むのではなく、IFRS 基準等が「より幅広い企業報告」に関する論点とどのように適合するかに関する見解を示すべきであると考えている。

#### 2017 年 3 月の IASB ボード会議における議論の状況

58. IASB は、「より幅広い企業報告」への注目が高まっていることを踏まえ、より積極的な役割を果たすことを検討すること及びさらに調査を行うことを暫定決定した。

#### **(実務記述書「経営者による説明」(MCPS) の改訂・更新に関する提案)**

##### IASB スタッフの見解

59. 2010 年 12 月の MCPS の公表以降、「より幅広い企業報告」の分野では、IIRC が<IR>フレームワークを 2013 年 12 月に公表するなど、多くの進展があった。MCPS は、これらの進展と多くの点で共通しているものの、先に公表されたため、新しい内容は MCPS に反映されていない。
60. IASB スタッフは、<IR>フレームワークをはじめとするこれまでの「より幅広い企業報告」の進展を反映するように、MCPS を改訂・更新するべきであると考えている。

## IASB ボード会議における議論の状況

61. 2017 年 3 月の IASB ボード会議において、IASB は、アクティブ・リサーチ・アジェンダに追加する正式の提案を作成する前に、IFRS 諮問会議との協議を含め、さらに分析を行うようスタッフに指示した。IASB は、直近のアジェンダ協議を経た後の作業計画にこのプロジェクトが含まれていないことに留意している。

## **ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言**

62. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、「より幅広い企業報告」の重要性が増大していることは理解しており、IASB は引き続き当該領域における IASB の将来の役割を検討すべきである。しかしながら、IASB のボード・メンバーは財務報告の分野における専門家であることから、他の分野においてより多くの役割を果たすべきかどうかについては、慎重に考えるべきであると考える。
- (2) 我々は、IASB のリソースが限られている中において、規範性のない MCPS を改訂するためにはリソースを割くことを支持しない。また、我々は、MCPS を改訂・更新する必要があるかどうか及びどのように改訂・更新するべきかについて、十分に証拠が集まっていないと考えていることから、IASB は当該領域における調査を続けるべきであると考えている。

63. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

## **参加者のその他の発言**

64. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

### **(IASB が今後果たすべき役割)**

- (1) IASB は、統合報告に代わる別個の要求事項や文書などを開発するのではなく、財務情報がどのように統合報告と適合しているかを検討すべきである。例えば、南アフリカにおいては、統合報告に記述するべき財務情報に関する要求事項が存在しないことから、統合報告に財務諸表の一部のみが含まれ、完全な 1 組の財務諸表が含まれていないことが多い。我々は、完全な 1 組の財務諸表が目的適合性を失うことを懸念している。したがって、IASB は統合報告に最低限含めるべき財務情報を決定することに対して役割を果たすべきであると考えている。

統合報告は、理想的には、財務情報も含めて真に統合されるべきであると考えている。この点、IASB が公表した開示原則 DP における開示目的の開発に関して、企業の事業活動と整合させる方法の提案がなされており、当該提案は、統合報告とより適合するものであると考えられる。

- (2) ここ数年で「より幅広い企業報告」を取り巻く環境が劇的に変化したことを踏まえて、当該変化を捉えた取組みを行うべきである。IASB は、概念フレームワークを真剣に見直し、財務報告の基礎が「より幅広い企業報告」に適合するかどうかを考えるべきである。具体的には、概念フレームワークにおける財務報告の目的、主要な利用者並びに重要性及び比較可能性等の質的特性を検証することが考えられる。なぜなら、仮に統合する場合には、互いの基礎が同じであり、互いに結びついていることを確認する必要があるからである。

→根本的な論点であると考えられる。当該プロジェクトの範囲に関して、全く異なる2つのアプローチがある。1つのアプローチは、より幅広い意味で何かを行い、この幅広い意味で利用者が何かを考え始めることである。もう1つのアプローチは、IASB の焦点が、これまで改訂に取り組んできた概念フレームワークにおける主要な利用者にあることである。どちらかが正解というわけではなく、2つの異なるアプローチが存在すると考えている。(IASB Lloyd 副議長)

- (3) 我々は、IASB スタッフの提案を強く支持している。「より幅広い企業報告」の分野では様々な動きがあり、IASB はその中に位置しているため、現在何が起こっているのか、またそれらが財務報告とどのように関連するのかについて理解する必要がある。

次に、財務報告の目的及び質的特性に関して概念フレームワークを検証し、「より幅広い企業報告」の基礎と紐付けを行うべきであるというドイツの発言を強く支持する。我々も、公共及び非営利セクターに関する非財務報告の基準を開発する際に同様の経験がある。

- (4) IASB が現在採用している限定的なアプローチを支持する。基準の開発には関与しないが、動向をモニタリングした上で、この組織のミッションと適合する今後の変化について検討することは理にかなっている。そこからさらに一歩進む場合には、基準設定主体としての当該領域における競争上の優位性を考える必要がある。1つ目の競争上の優位性は、強制力があることであるが、この点についてニーズがあるようには思われない。2つ目の競争上の優位性は、当該領域において競合する基準に対して何らかの秩序をもたらすことであるが、強制力がない場合には、むしろ混乱を引き起こす可能性があることを懸念する。

(1)の発言に対しては、完全な1組の財務諸表が統合報告において提供されていないという懸念は理解するものの、問題は完全な1組の財務諸表を強制することがIASBの強制力の範囲内であるのか、それとも各法域において行われるべきものであるかである。

- (5) IASBが今後より積極的な役割を果たすにあたっての選択肢は2つあると考える。1つ目の選択肢は、IASBと国際統合報告評議会(IIRC)が基礎となる概念を統合し、同じ意味で使用することである。これにより統合報告の作成及び監査に際して、現在作成者及び監査人が異なる2つのフレームワークに従う負担を軽減することなどが可能となる。2つ目の選択肢は、IFRS基準の開発における焦点を、会計技術的な観点から、より大きな範囲の観点、すなわち、持続可能性などのより統合報告に関連する観点から検討することに少し変更することである。「より幅広い企業報告」の動向を踏まえると、2つ目の選択肢をより選好するものの、少なくとも1つ目の選択肢には取り組むべきである。
- (6) まず、モニタリング及び調査を実施した上で、会計基準を見直す場合には財務情報と非財務情報の間の繋がりを検討すべきであり、特に概念フレームワークの利用者に焦点を当てるべきである。もし非財務情報の方向へ進む場合には、財務情報を投資家に対する情報に絞ることは限定的すぎると考えられるため、範囲を広げるべきであると考える。
- (7) EFRAGの公式なポジションは、2015年に評議員会のレビューに対して回答したものから変わっていない。「より幅広い企業報告」の議論は、財務諸表の目的適合性が脅威にさらされているという趣旨でなされることがあるが、そのように考える必要はないものと考えている。また、現在は「より幅広い企業報告」の分野のモニタリングを継続すべきであると考えているとともに、排出権価格設定メカニズム等の幅広い政治的・社会的な関心事項となる論点についても、IFRS基準のメンテナンスの中で考慮されるべきであると考える。
- (8) IASBは利害関係者の意識を高め、教育することに関する競争上の優位性を有しているため、我々は、IASBが「より幅広い企業報告」の分野に影響力をもたらす能力を過小評価すべきではないと考える。
- (9) あるメンバーは、提案に同意しており、IASBはより積極的な役割を果たすべきであると考えている。

また、あるメンバーは、提案を支持しており、積極的な役割を強調するが、それは統合報告などによる「より幅広い企業報告」に関する基準を開発することを意味する

ものではないと考えている。

また、あるメンバーは、100%賛成ではなく、協力と協調を行う現在のスタンスを維持すべきであると考えている。当該メンバーは、IASB が将来財務報告の境界を拡大すべきかどうかを決定することができるよう、IASB スタッフによる追加的な調査が必要であると考えている。なお、当該メンバーは、合意された基準がない非財務情報は財務報告に含めるべきではないと考えている。

- (10) 欠席したメンバー（中国）から、「一般的に、『より幅広い企業報告』に関する戦略を支持する。ユニバーサルな報告フレームワークが欠如していることを除いて、IASB は十分な調査を実施した後に決定を行うべきである。」という意見があった。（IASB スタッフ）

#### **(MCPS の改訂・更新のプロジェクト)**

- (11) MCPS の改訂・更新には、限定的なメリットしかないため、取り組むべきではないと考える。なお、ドイツにおいては、経営者による説明は、すでに監査対象の文書である。IASB が厳格さを文書に反映させない限り、「より幅広い企業報告」を進展させる上で大きな支援になるとは考えない。
- (12) MCPS を改訂・更新することは、様々なフレームワークの間に整合性をもたらすと考えており、非常に有益な取組みであると考えている。規範性がないことは当該取組みの価値を下げるものではない。
- (13) あるメンバーは、作業計画に MCPS の改訂・更新を追加するよりも、リサーチ・パイプラインに位置づけられているものを優先すべきであると考えており、提案に強く反対している。

また、あるメンバーは、MCPS の改訂・更新は、「より幅広い企業報告」の多様性に対処するものではないと考えており、提案に反対している。

- (14) カナダにおいては、経営者による説明は証券規制当局の領域であるため、現在は MCPS を採用していないが、MCPS を改訂・更新することになれば、MCPS を採用し、又は MCPS に依拠する法域が出てくると考えている。

## X. IFRS 第 8 号「事業セグメント」の修正

### 議題の概要

65. IASB は、2017 年 3 月 29 日に公開草案「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号「期中財務報告」の修正案)（コメント期限：2017 年 7 月 31 日）を公表した。
66. 当該公開草案では、IASB による適用後レビューの結果識別された論点に対処するものとして次の 9 つの修正案が提案されており、ASAF 会議では、うち 4 つを議題として取り上げていた（下線を付した修正案）。

#### 提案されている修正案（ASAF 会議で取り上げられている 4 つの修正案に下線）

##### 論点 1 : CODM の識別

- (a) 最高経営意思決定者 (CODM : Chief Operating Decision Maker) は、営業上の意思決定 (Operating Decision) 並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能であることを強調する。
- (b) CODM は、個人の場合もグループの場合もある旨の説明に、国内のルールに影響を受ける場合があることを追記する。
- (c) CODM を識別する際の非執行メンバーに関する説明を追加する。
- (d) CODM として識別された個人又はグループの肩書き及び役割記述の開示を要求する。

##### 論点 2 : レポート間の報告セグメントの違い

- (e) 年次報告パッケージ<sup>4</sup>と財務諸表の間で識別されているセグメントに違いがある場合に相違及びその理由についての説明を財務諸表に注記することを要求する。

<sup>4</sup> IFRS 第8号第19B 項（本公開草案により提案されている文言）

企業の年次報告パッケージとは、次のような文書のセットである。

- (a) 企業の年次財務諸表とほぼ同時に公表され、
- (b) 企業の年次経営成績を財務諸表利用者に伝達し、
- (c) 例えば、企業のウェブサイト又は規制上の提出書類において、一般に公開されている。

年次財務諸表のほか、年次報告パッケージには、経営者による説明、プレスリリース、予備的発表、投資家向けプレゼンテーション及び規制上の提出目的の情報が含まれる場合がある。

**提案されている修正案（ASAF 会議で取り上げられている 4 つの修正案に下線）**

**論点 3：事業セグメントの報告セグメントへの集約**

(f) 集約の要件である類似する経済的特徴の例示を 2 つ追加（長期収益成長率、長期資産利益率）するとともに、集約に関する原則の記載を明確化する。

**論点 4：報告項目の追加**

(g) 企業は、CODM にレビューされているか又は定期的に提供されている情報以外のセグメント情報についても開示できることを明確化する。

**論点 5：調整表の理解可能性の改善**

(h) 調整項目の説明は、利用者が当該性質を十分に理解できるような詳細さで行うことを要求する。

**論点 6：期中財務報告における修正再表示**

(i) IAS 第 34 号を修正し、企業が前年度に係るすべての修正再表示される期中比較対象期間を、再編後の最初の期中報告書の一部として表示することを要求する。

67. なお、前項の下線を付した 4 つの修正案 ((a), (e), (f), (i)) について主に次の点が質問事項とされていた。

- (1) CODM の機能を明確化する提案は CODM の識別に役立つか。（修正案(a)）
- (2) 財務諸表と企業の年次報告パッケージのその他の部分で識別されているセグメント間の違いについての開示を要求する提案を支持するか。（修正案(e)）
- (3) セグメントの集約についての要件を明確化する提案は作成者に役立つと考えるか。（修正案(f)）
- (4) ASAF メンバーは、期中財務報告におけるセグメント情報の修正再表示に関する提案を支持するか。（修正案(i)）

**ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言**

68. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 修正案(e)に関して、財務諸表についての規則である IFRS 第 8 号も含む IFRS 基準において、財務諸表外の情報についての要求事項を設けることは適切ではないた

め、本修正案に反対する。

- (2) 修正案(i)に関して、提案されている早期の修正再表示により作成者にかかるコストを懸念している。四半期報告企業と半期報告企業で生じるコストの違いについても考慮する必要があるのではないか。

69. ASBJからの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

### **参加者のその他の発言**

70. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

#### **(CODM の識別)**

- (1) 修正案(c)の非執行メンバーに関する追記により、CODM を取締役会の全体とするか一部とするかについて、現行の実務に影響が生じないかを懸念している。取締役会やマネジメント等について用語の定義が必要ではないか。
- (2) 営業上の意思決定についての追記は、特に多国籍企業において、どのようなレベルの意思決定を指すか明確でないと考える。
- (3) 修正案(a)における営業上の意思決定と他の資源の配分及び業績評価のいずれの責任を重視すべきかを明確化する必要があるのではないか。また、営業上の意思決定、資源の配分及び業績評価が、異なる個人又はグループで行われている場合の取扱いが明確でないと考える。
- (4) CODM をガバナンスの観点から識別することを提案しコメントを募集したが、より少ないセグメントが認識されることを懸念する多くのコメントを受けた。

#### **(レポート間の報告セグメントの違い)**

- (5) 企業がそれぞれの解釈で CODM を識別し、利用者に期待されているよりも少ない報告セグメント数で開示を行っていることが問題である。修正案の文言のうち、「同じ報告セグメントを識別すると期待される」については、「例外的な状況、あるいは企業がそうすることを期待されている場合を除く、」という記述を追加する必要があると考える。
- (6) カナダでは当局による継続的なレビューにより、基本的にレポート間で一貫したセグメントの識別がなされており、異なるセグメントが識別されている場合として、事業部門や取扱商品ごとに分解した情報が追加で開示されている場合が挙げられる。

監査人からは、年次報告パッケージとの間の差異説明がなされた場合に必要となる作業を懸念するコメントがあった。

- (7) レポート間の差異説明を求める方向性は理解するものの、IFRS 第 8 号に従ったセグメント情報が開示されている限りにおいて、当該差異説明を求める要求事項を IFRS 第 8 号に織り込むことは支持しない。当該情報は当局による規制の対象となり、基準設定の対象ではないと考える。
- (8) レポート間の報告セグメントが違う場合、IFRS に従ってセグメントが識別されておらずマネジメント・アプローチについての理解を低下させ得るセグメントが開示されるケースや、財務諸表外の情報の準備にかかるコストが低いために追加で開示がなされるケースがあると考えており、2つの状況を分けて考える必要がある。
- (9) レポート間の報告セグメントの違いは、セグメントの分解及び CODM の識別の論点と関連するものと考えている。IFRS 第 8 号は、当該 CODM の識別や集約において多くの判断が必要となる基準であり、当該判断により問題が生じていると考える。
- (10) 一部の財務諸表利用者からは、その他のレポートにおいて財務諸表と同じセグメントが識別された場合は、全体としては情報の損失につながるため、必ずしも歓迎されない旨の予備的なコメントが聞かれている。
- (11) レポート間の報告セグメントの違いは、監査コストも踏まえると財務諸表外で対応すべきものと考える。また、利用者にとっては、定性的な差異説明でなく、数値についての詳細な比較情報が有用となると考えられる。
- (12) オーストラリアでは、規制当局により財務諸表外に差異説明が求められている。レポート間の差異説明を要求することは適切であろうが、財務諸表外で財務諸表よりも多くのセグメントが開示されているような場合は、識別されている CODM が適切か否かも見直す必要がある可能性がある。
- (13) AOSSG メンバーからは次のようなコメントが聞かれた。
- 修正案が採用された場合、財務諸表と年次報告パッケージ間の差異説明を避けるために、同じセグメントを認識する誘因が生じ、その結果、財務諸表において IFRS の原則に従った十分な情報が提供されるケースと、一般的な利用者への情報に統一されることでより詳細な情報が財務諸表外において提供されないケースの 2 つの帰結が想定される。
  - 当該開示を準備する作成者や開示情報の信頼性や正確性への対応を行う監査人

に、過大な負荷が生じる懸念がある。

- ・当該提案により、今後も財務諸表外の情報に対する差異説明を要求する修正がなされる可能性がある。
- ・仮に、本提案を採用する場合には、年次報告パッケージでなく、範囲を狭めたアニュアル・レポートを対象とすべきである。

(14) IFRS 第 8 号におけるマネジメント・アプローチに基づくセグメントの認識により、他のレポートと一貫したセグメントが認識されることが期待されていたものの、当該便益が達成されておらず、規制当局は IASB が IFRS 第 8 号において追加の対応をとることを期待している状況を踏まえ公開草案を公表した。本会議のフィードバックを踏まえ、CODM の定義、集約の基準及び規制当局が対処できることがあるか否か、の 3 点についてはより深く検討することが考えられる。(IASB 理事、IASB Lloyd 副議長)

#### **(事業セグメントの報告セグメントへの集約)**

(15) EFRAG におけるコメント・レターでは修正案に反対していないものの、検討段階において、セグメントの集約に関する修正提案が役立つとする意見や、優れた明確化ではない等の様々なコメントが聞かれた。

(16) 米国の財務諸表利用者からは、判断の介入しない、より厳密な規定を求める意見が聞かれた。当該集約要件には、収益、資産又は利益について定量的な指標を設ける方法や特定の数以上のセグメントが存在しない限り、原則として開示する等の要求事項を設けることが考えられる。

#### **(期中財務報告における修正再表示)**

(17) カナダでは、すでに投資家の要求により当該修正再表示が求められているが、会計基準により強制されることについて、特に、企業の監査人から関連する監査業務の論点がないかのフィードバックを得ることを提案する。

## XI. 料金規制対象活動

### 議題の概要

71. IASB は、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「料金規制 DP」という。）を公表した。
72. 料金規制 DP に対して寄せられたコメントを踏まえ、IASB は、2015 年 5 月の IASB ボード会議において、「定義された料金規制」を基礎として、料金規制対象活動に関する三者（料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、及び、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客）の関係に着目しつつ、基準設定活動の一環として 2 度目のディスカッション・ペーパーを公表することを暫定決定している。
73. 2016 年 12 月の IASB ボード会議の教育セッションにおいて、IASB スタッフから料金規制の新会計モデル（以下、「新モデル」という。）の概要が提示された。2017 年の IASB ボード会議では、新モデルの各論につき、詳細な議論が行われた。
74. なお、ASAF 会議ではこれまで 7 回にわたり本件を議論してきた。
75. 今回の ASAF 会議では、2017 年 4 月から 6 月の IASB ボード会議で審議された新モデルの各論点及び料金調整メカニズムに関する設例につき IASB スタッフから報告があった。

#### （定義された料金規制）

76. 新モデルは、「定義された料金規制」（公式な規制の枠組みによって設定され、企業の業界参入（及び退出）に制限を課し、かつ、以下の特徴を有する経済的な規制）に焦点を当てている。
  - (1) 企業と料金規制機関の双方を拘束する、かつ
  - (2) 最低限の品質又は他のサービス要求事項を順守した特定の財又はサービスの移転と引き換えに企業が顧客に請求可能な規制料金を設定する基礎（料金設定メカニズム）を設定する。

#### （規制料金及び料金調整メカニズム）

77. 規制上の合意で設定される規制料金には、次の二つの要素がある。
  - (1) 基本的な要素：当期に規制上の要求事項を充足することを反映した金額（見積りに基づき算定）を含む。
  - (2) 調整：以下を反映するために料金調整メカニズムに従って将来の規制料金を調整

する。

① 実際と予想の差異（企業に将来の規制料金を増額させる権利を与える、又は、将来の規制料金を減額させる義務を課す。）

② 以下のときに発生する時点差異

- 企業は規制上の要求事項を充足した、又は、部分的に充足した。しかし、関連する補償金額はまだ当期の規制料金に含まれていなかった。（将来の規制料金を増額させる権利）
- 当期の規制料金には、未だ充足されていない規制上の要求事項に関連した金額を含めていた。（将来の規制料金を減額させる義務）

#### （概念フレームワークの資産及び負債の定義との関係）

78. IASB は、「定義された料金規制」の各特性を組み合わせると、料金調整メカニズムから創出される権利及び義務は、今後公表予定の改訂概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たしていると結論づけている。

#### （新モデルの会計処理）

79. 顧客との契約に対して他の IFRS 基準（IFRS 第 15 号を含む。）をまず修正せずに適用し、その後で、新モデルを適用して、料金調整メカニズムによって発生する追加的な権利（将来の規制料金を増額させる権利）及び義務（将来の規制料金を減額させる義務）を規制資産及び規制負債として認識する。

#### （設例）

80. 料金調整メカニズムによって規制資産及び規制負債がどのように認識されるかを説明するために、設例が 5 つ提示された。

|   | テーマ            | 規制資産及び規制負債の認識  |
|---|----------------|--|
| 1 | インプット価格の乖離     | インプット価格に関して予実差異が発生する場合。当該予実差異に対して規制資産又は規制負債を計上する。                            |
| 2 | メンテナンスを行う時点の相違 | メンテナンスを行う時期と当該メンテナンス費用を規制料金に取り込む時点に差異がある場合。当該時点差異に対して規制資産及び規制負債を計上する。        |
| 3 | 料金の加速請求        | 加速ベースで料金設定する場合、企業は、未だ充足していない規制上の要求事項に対して、料金を先に受領することになる。当該時点差異に対して規制負債を計上する。 |
| 4 | コストの規制資産化      | 財務上資産計上できないものを、規制上は規制資産ベースに算入して料金を設定する場合、企業は当該コストを将来の料金で請求することになる。当該時点差異に対し  |

|   |           |  |
|---|-----------|--|
|   |           | て規制資産を計上する。  |
| 5 | 建設費用の事前調達 | 建設費用（の一部）を料金として事前に請求する場合、企業は、未だ充足していない規制上の要求事項に対して、料金を先に受領することになる。当該時点差異に対して規制負債を計上する。 |

#### （メンバーへの質問）

81. メンバーへの質問は次のとおりである。

- (1) 規制上の合意がどのように権利及び義務を創出するかに関する資料の説明は明確か。
- (2) 料金調整メカニズムが創出する権利及び義務は今後公表予定の概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たすという結論を、「定義された料金規制」の特性がどのように支持するかに関する資料の説明は明確か。
- (3) 各設例について以下の点に関する結論に合意するか。
  - 認識する規制調整額の発生の時期及び金額
  - 認識された規制調整額の解消のパターン及び時期
- (4) 規制調整額の表示に関する予備的見解又は提案はあるか。

#### ASBJ からの発言の要旨

82. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 設例について重大な懸念はない。
- (2) 対象範囲と不確実性が、本プロジェクトの今後の重大な論点であると考える。

83. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

#### 参加者のその他の発言

84. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 新モデルを支持する。設例 1 の変形として、不足分を顧客から回収しようとしたが実際にはできなかつたときには、政府（規制機関）が不足額を企業に援助するような規制は新モデルの対象範囲となるのか。
- (2) ((1)の質問に対して) 政府（規制機関）が援助する場合は、新モデルの対象とはな

らない。(IASB 理事)

- (3) 設例 1 で、企業は、顧客が将来水道を使うかどうかを支配できないと記載している。個々の顧客でみると支配できないかもしれないが、顧客ベース（集団としての顧客）でみると支配できるのではないか。
- (4) ((3)の質問に対して) 集団としての顧客でみると、料金を回収できる可能性は極めて高く、支配していると考えられる。(IASB スタッフ)
- (5) 料金規制では、目標とするリターンを達成するために料金が調整される。現実が目標より低い（高い）場合は、将来の料金が増額（減額）される。新モデルでは、この調整過程で、有利な料金（資産）又は不利な料金（負債）が発生しているとしている。しかし、これは、規制上の合意の全体の中のある局面を他の局面と比較して、資産又は負債が発生したと言っているだけに過ぎないのではないか。このような考え方で料金規制の基準を開発すると、他の基準開発においても同じ考え方を類推適用しようという悪影響が発生するのではないか。
- (6) 設例の結果は、現在の米国の料金規制の結果に非常に類似している。米国では、料金規制会計は 30 年以上の歴史があるが、(5)の発言で懸念されたような「悪影響」は出でていない。新モデルの説明で、規制上の合意は企業と規制機関の双方を拘束するとある。しかし、規制機関（政府）は理論的には何でもできる存在なので、表現方法を工夫した方が良い。
- (7) 新モデルを支持する。顧客ベースという考え方を採用している点、業績の表示に注力している点、及び、他の IFRS 基準を適用した後で適用される点の 3 つの点で、新モデルを評価している。今後検討すべき重要な論点は、対象範囲、不確実性、及び純損益の表示の 3 点と考えている。
- (8) 顧客ベースという考え方には、新モデルのなかに依然としてある。ただ、IASB メンバーでこの用語に反対する者がいたので、顧客ベースという用語を使用しなくなっただけである。(IASB Lloyd 副議長)
- (9) 関係者は、新モデルの全般的アプローチに満足している。ただ、支配の問題（過去の事象は何かを含めて）、及び、資産があるならば対応する負債があると考えるべきかの問題は未解決である。提示された設例の結論は、極めて論理的であると考える。今後は、より現実的な観点からの検討が重要になる。特に、対象範囲及び回収に長期間を要する場合（割引の是非を含めて）の検討が必要になる。また、収益表示に関しては、作成者は目標収益を、利用者は IFRS 第 15 号の収益と調整を区別して表示する

ことを選好している。

- (10) 新モデルよりも、料金調整も対価の一部（すなわち、変動対価）と考えてすべてを IFRS 第 15 号だけで処理する方法の方がよい。顧客ベースの考え方は支持する。(5) で言及された「悪影響」の懸念を共有する。
- (11) 新モデルが焦点を当てているのは料金調整メカニズムで、これは他と区別できる権利及び義務を創出している。また、新モデルが焦点を当てているのは、価格を調整できる権利であって、受取債権ではない。受取債権でないため、対応する負債（債務者）の存在は不問となり、したがって、債務者として顧客ベースを想定する必要もなくなる。(IASB スタッフ)
- (12) 「債務者として顧客ベースを想定する必要もなくなる」という IASB スタッフの発言は、必ずしもボード全体で共有されているわけではないことを付け加えておく。(IASB Lloyd 副議長)
- (13) 新モデルを支持する。料金規制の効果を財務業績に反映することは重要である。表示方法としては、何らかの区分した表示が良いのではないか。
- (14) 料金規制の関係には二つの視点がある。顧客との契約の視点からは、企業の相手方は個々の顧客である。しかし、規制上の合意の視点からは、企業が料金を回収する相手方は顧客ベースということになる。(IASB スタッフ)
- (15) IASB スタッフの発言 ((14) 参照) の、料金規制の関係の「二つの視点」を支持する。
- (16) 欠席したメンバー（中国）からは、新モデルを支持しないとのコメントがあった。(IASB スタッフ)

以 上